

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市上下水道局が、特定非営利活動法人 すずかぜ工房から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和4年8月5日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

令和4年度「富山市上下水道事業に対するアンケート調査」におけるアンケート封入業務委託

#### (2) 提供を受ける役務の内容

アンケートおよびそれに付随する文書等を角2封筒に封入するもの

#### (3) 役務の提供を受ける期間

令和4年8月29日から令和4年9月2日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する障害者支援施設であって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和4年8月25日

#### (2) 提出先

上下水道局経営企画課